

## 第三者加害事案が発生したら

### ➤ 事故発生後の対応（チェックリスト）

<input type="checkbox"/>	①すぐに警察へ届け出る	自動車や自転車などを伴う人身事故が発生したら、まず警察に連絡を。自転車事故の届出漏れに注意。
<input type="checkbox"/>	②事故の記録をとる	いつ（何時何分に）誰に連絡したか。事故現場の写真を撮影する。
<input type="checkbox"/>	③証人を確保する	目撃者の証言をとる。できれば住所や連絡先を聞いておく。
<input type="checkbox"/>	④相手を十分に確認する	車のナンバー、運転免許証の内容、勤務先の住所と連絡先、自賠償保険の契約内容を確認。
<input type="checkbox"/>	⑤医師の診断を受ける	軽傷であったり、外傷が無くても、必ず医師の診断を受ける。
<input type="checkbox"/>	⑥所属長への連絡	事故の発生を必ず所属長へ連絡する。
<input type="checkbox"/>	⑦公務（通勤）災害の請求	公務（通勤）災害と思われる場合には、必要な書類を添付の上、基金へ認定請求する。

### ➤ 治療費の負担は相手方（※相手方の過失が大きい場合）

示談先行（原則）	加害者が支払う方法→原則、示談先行
補償先行	被災職員の申し出に基づき、基金が支払う方法 ※補償先行できるのは ・加害者に資力がない ・加害者が不明又は特定できない ・加害者に全く誠意がない ・治療費が高額になる、又は長期療養期間を要する 等

#### 示談交渉時の注意

- ・ 損害賠償の内訳を明確にする。
- ・ 権利放棄をするような示談をしない。
- ・ 不安定な示談（療養補償ではなく、免責とならない慰謝料、見舞金等とするもの）をしない。

### ➤ 参考

第三者加害事案とは	公務災害及び通勤災害のうち「第三者」により発生した事案のこと ※加害者とは ・ 直接加害者 ・ 業務中の従業員の使用者 ・ 自動車の運行供用者 ・ 動物占有者 等
第三者加害事案の例外	・ スポーツ行為中の負傷（故意除く） ・ 相手方に過失がないもの（職員が停車中の車に追突した等）